

倉吉市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和4年9月2日

倉吉市長 広田 一恭

1 給水装置工事の事業を廃止する倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者

指定番号 第87号

所在地 鳥取県倉吉市西福守町717番地

名称 社工業

代表者 代表者 鎌江 宏洋

2 廃止した日

令和4年8月29日